

12月は滞納整理強化月間です

市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税）や各種保険料（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料）及び使用料（保育所保育料・市営住宅使用料・上下水道使用料・ケーブルテレビ使用料・市民病院医療費）等について、期限内納付の方との公平性を確保し、納税者の信頼を得るために、徴収強化対策に取り組んでいます。

今年度も12月を「滞納整理強化月間」として、訪問徴収・電話催告などの徴収強化に取り組めます。

問い合わせ

市税・各種保険料	税務課 収納対策係	☎ 0978-72-5162
保育所保育料	福祉事務所 家庭福祉係	☎ 0978-72-5164
市営住宅使用料	建設課 住宅係	☎ 0978-72-5179
上下水道使用料	上下水道課 管理係	☎ 0978-72-5197
ケーブルテレビ使用料	広報室 ケーブルテレビ係	☎ 0978-73-0200
市民病院医療費	市民病院 医事課	☎ 0978-67-1211

税務課からのお知らせ

夜間納税相談窓口をご利用ください

税務課では、夜間納税相談窓口を毎月2回開設しています。納税相談のほか、市税や各種保険料の納付もできます。仕事帰り等にご利用ください。

なお、使用料については納付できませんので、ご注意ください。

【開設日時】

毎月10日・25日 午後5時～8時
 【土・日・祝日の場合は翌日(平日)の開庁日となります】
 12月は10日(火)と25日(水)です。

【開設場所】

国東市役所本庁1階 税務課内

問い合わせ

税務課 収納対策係 ☎ 0978 - 72 - 5162

償却資産をお持ちの方は申告が必要です

償却資産をお持ちの方は、1月1日現在における資産の状況について**1月31日(金)までに**申告をしなければなりません。※所得税確定申告は別途必要です。

償却資産とは…事業をしている会社や個人が事業のために使用している土地・家屋以外の資産で、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要経費に算入されるものです。

対象…構築物、建物付属設備、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具・器具及び備品。

※自動車税・軽自動車税の課税客体となるものは除きます。

近年、太陽光発電設備の設置が増えています。家庭専用(住宅用)以外で使用している場合は償却資産の対象となりますので申告が必要となります。

ご不明な点や、申告書が手元にない方についてはお問い合わせください。

問い合わせ 税務課 資産税係 ☎ 0978 - 72 - 1111 (内線 137)

事業主の皆様へ 住民税の特別徴収義務者の指定について

国東市及び県内すべての市町村では、給与所得者の方々の利便性向上及び、税の賦課徴収の公平性を確保するため住民税の特別徴収制度を積極的に推進しています。

地方税法の規定では、所得税を源泉徴収している事業主(給与支払者)は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないとされています。

これまで国東市では、特別徴収を希望しない事業主に対して、強制的に特別徴収義務者に指定するという対応は実施していませんでしたが、法令遵守の立場や納税者の利便性から適切な運用を行っていきます。なお、該当する事業所につきましては、指定の予告通知を送ります。

特別徴収とは

事業主(給与支払者)が「特別徴収義務者」として市町村から指定を受け、従業員の方の住民税(個人の市県民税)を毎月の給与から差し引きし、代わって納入していただくものです。

地方税法では、給与支払者が特別徴収をする、しないを任意で選択することはできないことになっています。

問い合わせ 税務課 市民税係 ☎ 0978 - 72 - 1111 (内線 131・133)